

日比法律案件サポートプロジェクトの ご紹介と日比法律会議2017 ～日比案件における家族法問題～のご報告

東京弁護士会会員
鈴木 雅子
Suzuki, Masako

日本の弁護士が渉外的要素を有する個人を依頼者とする案件を扱うことが増えています。中でも、フィリピンは、JFC（日本人とフィリピン人の親から生まれた子どもたち）の問題、人身取引問題、フィリピン人と日本人の国際結婚に伴う法律問題等、相談を受けたり受任したりすることの多い国一つです。しかしながら、こうしたフィリピン関連案件は、その需要や案件の多さにもかかわらず、不明な点や実務の変更も多く、相談や受任案件の処理にあたって苦労することも少なくないことは、取り扱われた弁護士であれば経験をされていることと思います。こうしたとき、フィリピン現地からのサポートがあれば、こうした困難を乗り越えることが容易になり、これらの問題への弁護士の取り組みを活性化し、また、より良いリーガルサービスの提供につながる可能性があります。

そこで、日弁連では、2015年度より、このように日本国内に事務所を置く弁護士が、国内外に居住する日本人及び外国人を依頼者とする国際家事事件を含む一般民事・刑事案件及び国籍・在留資格に関する事件を取り扱うにあたり、日本の弁護士の派遣等によりフィリピン現地から効果的なサポートを得、それにより日本国内の弁護士業務への貢献及び活性化を図り、国際業務の推進を図ることを目的とするプロジェクト（日比法律案件サポートプロジェクト）の実施を検討しています。このプロジェクトの実施検討のため、2016年3月20日～22日にかけて三宅弘日弁連副会長（当時）を団長としてフィリピンを訪問し、さらには、2017年1月～3月にかけてフィリピンに須川恵子会員を派遣し、さ

らなる実質的調査を行いました。この調査報告を広く会員と共有するため、同年7月10日には、在日本フィリピン大使館総領事もお招きし、「日本とフィリピンの家族や居住等の問題に取り組もう！～日比法律案件サポートプロジェクト調査報告会～」を開催しました。

その後、同年8月の準備のためのフィリピン訪問を経て、同年11月17日、フィリピン統一弁護士会とフィリピン大学との共催で、「日比法律会議2017～日比案件における家族法問題～」と題し、マニラにて離婚と親子関係を主なテーマにシンポジウムをマニラにて行いました。

同シンポジウムでは、100名を超える参加者を得て、「日本の離婚のフィリピンにおける法的承認取得の課題」と「日本人父とJFCの親子関係の確立に関する課題」の二つをテーマとして議論をしました。

午前に行われた「日本の離婚のフィリピンにおける法的承認取得の課題」のパネルディスカッションでは、日弁連及びフィリピン統一弁護士会、そしてフィリピンの関係省庁・機関等からのスピーカーで議論がなされました¹⁾。

本パネルディスカッションでは、フィリピン家族法26条による外国離婚の承認手続において立証すべき事項、裁判所規則108条に基づく申立てに必要な提出書類や管轄、外国法の証明、日本の離婚の承認の問題点、フィリピン外務省の役割、日本大使館が発行する日本法の証明、外国離婚の市民登録などのフィリピンにおける取扱い、日本の不受理届制度、戸籍謄本の取得、法律扶助と日弁連委託援助、日本とフィリピンにおける婚姻による人身取引の場合の婚

1) 日本側スピーカーとして日弁連から大谷美紀子国際業務推進センター副センター長、フィリピン側スピーカーとして、元裁判官で現在フィリピン大学法学院教授のKatrina legarda氏、地方裁判所裁判官のFrank Lobrigo氏、外務省法務部部長のMaria Sheila Monedero-Arnest氏（弁護士）、フィリピン統計局法律部のRevelyn Cayetano-Abduhalim氏（弁護士）、海外居住フィリピン人委員会のIvy Miravalles氏が参加し、フィリピン統一弁護士会リーガル・エイド全国センター副部長のRosalie Dela Cruz氏（弁護士）と日弁連の須川恵子会員が司会により議論がなされました。

姻解消等について情報・意見交換と議論がなされました。フィリピンの裁判所では、外国法の証明方法が厳格であることから、従来から日本法の証明についての問題が議論されてきましたが、現在では、フィリピン外務省と在フィリピン日本大使館の協定により、日本大使館が日本法の証明書を発行する扱いとなっているという有益な情報が報告されました。また、日本の協議離婚のフィリピンにおける承認の可否の問題は、協議離婚が裁判所によらない行政機関によるものであるという点よりも、合意に基づく離婚であるという点に問題があるようですが、パネリストの元裁判官と現裁判官の間でも見解が異なっており、裁判官によって実際の扱いも異なることが推測されます。ただし、両名とも、フィリピン人配偶者から求めた離婚はフィリピンにおいては承認されないという点では一致しているようでした。いずれにしても、日本の協議離婚の承認の可否は、最高裁判所の判断待ちということです。

また、午後には、「日本人父とJFCの親子関係の確立に関する課題」と題し、フィリピンの裁判官やNGOからのスピーカーも交えてパネルディスカッションを行いました²⁾。日本・フィリピンそれぞれの親子関係の確立方法についての説明がされ、フィリピンは認知につき事実主義をとっており、その証明として出生証明書にサインがない場合にも、出生証明書の準備における援助でも任意に認知していると認められる場合があることなどが説明されました。また、フィリピンに子が居住している場合、父がフィリピンにいない場合でも、強制認知の手続をフィリピンで行うことはフィリピンの管轄の

考え方からすれば可能であるとのことで、その可能性についても議論がなされました。また、日本の国籍法、特に異なる国籍を有する両親から出生した二重国籍の子どもの国籍についての質問がIvy Miravalles氏などのパネリスト及び会場から寄せられ、強い関心がうかがわれました。

また、ランチブレークを利用して、日弁連による日比法律案件サポートプロジェクトに関する調査報告も行われ、須川会員から、これまでの取り組みと、須川会員が行った現地調査の報告、及び、現地調査を経て、①ネットワーク、②統計調査、③利用しやすいリーガルサービスの3点が必要とされていること、そのための協力関係を構築していきたい旨述べられました。

午前・午後を通じ、実際の実務に携わっている方から経験に基づいた具体的、実質的な質問が活発になされ、また、このような日比の専門家が一堂に会して意見を交換する場がなかなか貴重な機会であったという声が聞かれました。また、マニラ以外での地方では、このような情報交換の機会の不足はさらに深刻であり、今後、地方でもこのようなセミナーを行って、お互いがその状況につき正確な知識を得ると同時に、関係者どうしの協力関係構築が進められればと考えています。

今回の会議をも契機としてフィリピン側の関係者と今後も良好な関係を継続し、日比法律案件サポートプロジェクトの実施に向け、日本でリーガルサービスを提供する弁護士にとって効果的な支援の在り方を探っていきたいと考えています。みなさまからもご意見やアイデアをいただければ幸いです。

2) 日本側から引き続き大谷美紀子国際業務推進センター副センター長、フィリピン側からは、午前に引き続きRevelyn Cayatano-Abduhalim氏、Ivy Miravalles氏に加え、Gener Gito氏（裁判官）、Minerva Ambrosio氏（弁護士）、フィリピン現地でJFCの支援を行うNGOであるマリガヤハウスの河野尚子氏を迎えてパネルディスカッションを行いました。